

子育て支援の強化充実に向けた 政策フレーム

平 塚 市

平成28年8月

選ばれるまち・住み続けるまち

安心して出産、子育てできるまちとして、子育て支援策の強化充実を図り、
市民の満足度を高めるとともに、市外住民への本市の認知度を高める

安心して
子育て
できる
環境
をつくる

子ども
の発
達
に
支
援
を
継
続
的
に
す
る

子ども
の
貧
困
を
断
つ
連鎖

子育て支援を支える

相談と庁内連携

子ども・子育て基金

「子育て支援策の強化充実」ための政策

(背景)

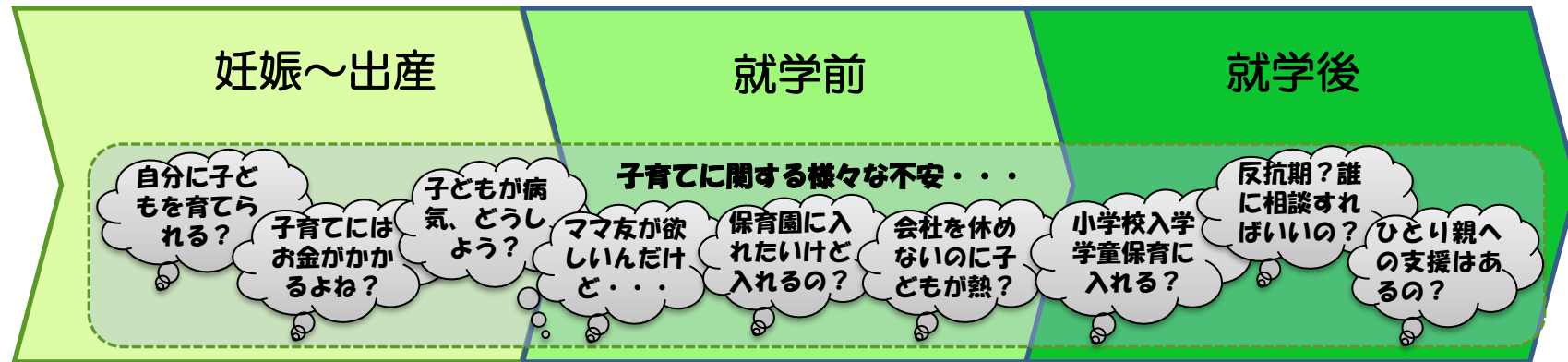
- 本市では、子育て中の親子が交流できる「つどいの広場」をはじめとした多様な子育て支援の場や、「こども発達支援室くれよん」を提供するとともに、小児医療費助成の対象拡大を行ってきた。
- 平成27年、28年の各4月には連続して待機児童数ゼロを達成している。
- このようなことから、本市では、子育てしやすいまちへ向けた取組を着実に展開していると言える。
- 今年度からスタートした「平塚市総合計画」では、子育て支援に関する施策を「選ばれるまち・住み続けるまち」へ向けた重点施策の一つに位置付けている。
- 各施策の強化充実を図るとともに、施策間の横の連携や時間軸としての縦の連携を体系化し、市民や企業、NPO法人等とも協力した子育て支援をしっかりと進める必要がある。

(選ばれるまち・住み続けるまちになるために)

- コンセプトの共有 ⇒ 「本市が安心して出産、子育てできるまちとして、子育て支援策の強化充実を図り、市民の満足度を高めるとともに、市外住民への本市の認知度を高める」
- 政策全体のイメージ図
 - ・この政策は、3つの施策の柱とそれらを支える「相談と庁内連携」、「子ども・子育て基金」で構成される。
- 施策の柱1 (安心して子育てができる環境をつくる)
- 施策の柱2 (子どもの発達を継続的に支援する)
- 施策の柱3 (子どもの貧困の連鎖を断つ)

安心して子育てができる環境をつくる

切れ目のない多様な子育て支援を行い、安心して子育てができるようにする



不安解消

母と子どもの健康への支援

個別訪問や
親子の健康診査の実施等

多様な子育てサービスの提供

保育の場、遊び場や
情報の提供等

子育てに係る経済的負担の軽減

手当の支給や
医療費助成等

市民に寄り添った相談

「安心して子育てができる環境をつくる」ための取組

(現状と課題)

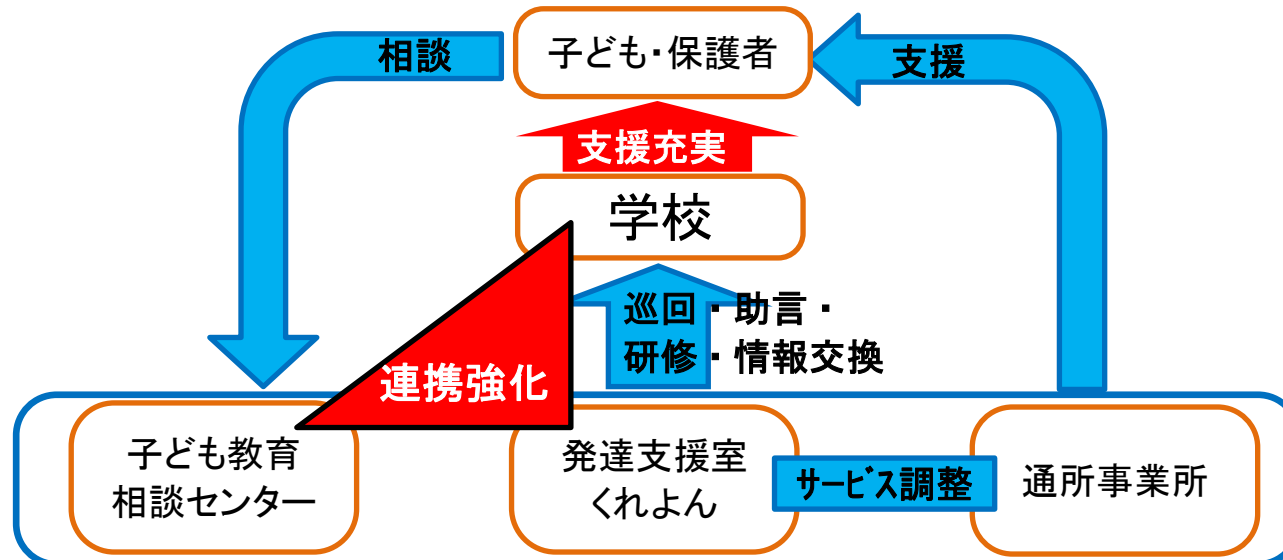
- 本市の子育て支援施策は他の自治体に劣るものではないが、政策としてのつながりが薄い。しっかりとしたコンセプトのもと、体系的に取組をつなげればより大きな効果が期待できる。
- 待機児童の解消や安心して安全な放課後児童クラブの確保が求められている。

(より強力に推進するために)

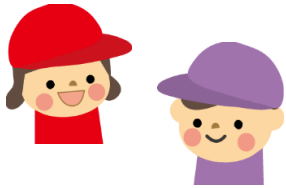
- コンセプトの共有 ⇒ 「安心して子育てができる環境をつくる」
- 子育てするうえでの不安を解消し安心して子育てができる環境をつくるため、市民からの相談に寄り添いながら、現在実施している施策などについて、庁内が連携して推進していく。
- 取組の柱1（母と子どもの健康への支援）
乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健診、予防接種、健康診査、育児教室等の推進及び子育て世代包括支援センター（ネウボラ）の設置、小児・周産期医療の充実
- 取組の柱2（多様な子育てサービスの提供）
地域子育て支援拠点事業、ファミサポ、保育所・認定こども園・幼稚園、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどを推進しながら、待機児童の解消や放課後児童クラブの運営に係る一時的余裕教室開放利用のガイドラインの見直しなどの課題に取り組む。
- 取組の柱3（子育てに係る経済的負担の軽減）
児童手当、児童扶養手当、小児医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成などの推進

子どもの発達を継続的に支援する

発達障がい等のある児童が年齢に応じた発達ができるよう、関係機関の取組を充実させるとともに、連携による一貫した支援を行うことにより、安心して学校生活が過ごせるようにする



就学前



一貫した支援

研修の充実強化

ツールの共有

人的資源の充実

就学後



「子どもの発達を継続的に支援する」ための取組

(現状と課題)

- 保護者の中で、子どもの障がいや発達に対する認識が高まるとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援など、より充実したものが求められている。
- 「子ども教育相談センター」では、不登校などの相談が多くを占めている。そのため、障がい児や個別の配慮が必要な児童生徒に対応するためには、相談体制強化の必要がある
- 「こども発達支援室くれよん」では、未就学児を対象とした個別支援や保護者支援、小学校入学直後の就学移行支援までを行ってきたが、より一層の学校現場への関わりが求められている
- 学校においては、発達障がい等の児童生徒への対応が増加している一方、教員の多忙化や若返りなどの課題もあり、十分な対応に至っていないケースがある

(より強力に推進するために)

- コンセプトの共有 ⇒ 「子どもの発達を継続的に支援する」
- 子どもや保護者に対し、学校で有効な支援を行うため、学校を始めとする関係機関の取組を充実するとともに、連携による一貫した支援を行う
- 重点項目1（研修の充実強化）
研修の充実強化を図ることで、教員が子ども個々の特性を理解するとともに、個の教育的ニーズに応じた個別指導計画を作成し、実践できるための力をつける
- 重点項目2（ツールの共有）
5歳児アンケートやサポートファイルを、学校の支援シートや個別指導計画へつなげ課題の共有を深め、支援の連続性を保つ
- 重点項目3（人的資源の充実）
センターとくれよんの強みを活かしつつ、学校との連携を強化し、保護者に寄り添った相談につなげる

子どもの貧困の連鎖を断つ

小学生の子どもの居場所づくりを手始めに、生活困窮世帯の中学生の学習の支援を行い、高等学校等の卒業まで切れ目なく支援することで、就労・進学へつなぎ、貧困の連鎖を断つ

就労・進学への道筋

(STEP1)

子どもの居場所づくり

- 小学生の内から社会的な居場所づくり等で支援し、学習の支援につなぐ

(STEP2)

学習の支援

- 生活困窮世帯の中学生に学習支援等を行い、高等学校等進学につなぐ

(STEP3)

修学の支援

- 修学支援金や高等学校等入学後も相談や支援を行い、就労・進学につなぐ

就
労
・
進
学

教育の支援

就学の援助、学習の支援、
その他子どもの教育に関する支援

生活の支援

保護者の生活に関する支援、
子どもの生活に関する支援など

保護者に対する就労の支援

保護者への職業訓練への支援、就職の相談、
その他自立を図るための就労支援

経済的支援

各種手当等の支給など経済的支援

「子どもの貧困の連鎖を断つ」ための取組

(現状と課題)

○庁内各部署において、ひとり親世帯の支援や生活困窮世帯への支援など、子どもの貧困対策に関する事業を実施している。また、その事業を国・県等の計画に合わせて体系化し、事業の把握をしている。

- ・教育の支援・・・・・・・・児童生徒就学援助事業、母子父子寡婦貸付（修学資金）など
- ・生活の支援・・・・・・・・生活困窮者自立支援事業、小児医療費助成事業など
- ・保護者の就労の支援・・・・高等職業訓練促進給付金等支給事業、就労支援事業など
- ・経済的支援・・・・・・・・児童扶養手当、児童手当など

○子どもの6人に1人が貧困世帯で暮らしており、貧困が子どもの将来を左右すると言われている。中でも、貧困で学力不足に陥り進学や就職で困難となるケースが少なくなく、世代を越えて貧困が連鎖することのないようにする必要がある。

(より強力に推進するために)

○取組のコンセプトの共有 ⇒ 「子どもの貧困の連鎖を断つ」

○現在行っている4つの支援を土台に、高等学校等の卒業まで切れ目なく支援することで、就労・進学へつなぎ、貧困の連鎖を断つ

○STEP1（子どもの居場所づくり）

社会的な居場所づくり、中学生からの学習支援参加への意識づけ

○STEP2（学習の支援）

中学1年生からの生活困窮世帯等へ学習支援を実施

○STEP3（修学の支援）

修学支援金や修学中の学習の他、生活や卒業後の進路の相談支援により高等学校等の卒業とその後の就労・進学につなげる